主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正

## 一 目的規定の改正

計画流通 制度の廃止等に伴い、 米穀の計画的な流通を確保するための措置を講ずることとしている規

定を改め、 米穀の適正かつ円滑な流通の確保に関する措置を講ずることとすること。 (第一条関係)

## 二 基本方針

政府は、 生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、 生産者の自主的な努力を支援す

ることを旨とするとともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との

有機的な連携を図りつつ、 地域の特性に応じて、これを行うよう努めなければならないものとすること。

(第二条第二項関係)

## 三 基本指針

基本計画を、 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(以下「基本指針」という。)に改める

とともに、 基本指針においては、 米穀の生産の目標その他生産調整に関する事項、 並びに計画出荷数

量及び計画流通数量に係る事項を定めないものとすること。

農林水産大臣は、 基本指針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かな

ければならないものとすること。

(三) その他基本指針について必要な事項を定めるものとすること。

( 第四条関係

四 生産調整方針

米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体

等」という。)は、 米穀の生産の調整に関する方針(以下「生産調整方針」という。)を作成し、

該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができるものとすること。

(第五条第一項関係)

生産調整方針においては、 次に掲げる事項を定めるものとすること。

 $(\Box)$ 

1 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」

という。)の設定方針

2 生産数量目標を達成するためとるべき措置(天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標

(三) 農林水産大臣は、 (一の認定の申請が次に掲げる要件のすべてに該当するときは、) 認定をするものと

すること。

1 生産調整方針の内容が基本指針に照らして適切なものであること。

2 ( 一の2に掲げる事項が生産数量目標を確実に達成するために適切なものであること。

3 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 (第五条第三項関係)

(四) 国は、 生産出荷団体等に対し、 生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指

導を行うように努めるものとすること。

第六条関係

(五) 生産出荷団体等は、 生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、 地方公共団体に対し、 必要な

協力を求めることができるものとするとともに、 協力を求められた地方公共団体は、 生産調整方針の

作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるとき

は 必要な助言及び指導を行うように努めるものとすること。

第七条関係)

五 米穀安定供給確保支援機構

農林水産大臣は、 米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法第三十四条の

法人その他営利を目的としない法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、 米穀安定供給確

保支援機構 ( 以下「機構」という。 ) として指定することができるものとすること。 (第八条関係)

機構は、 次に掲げる業務を行うものとすること。

1 方針に基づき四の二の2に規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充 ( 四の一の認定に係る生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整 )

てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

2 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務(当該債務の履行に必要

な資金の借入れに係る債務を含む。 ) を保証すること。

3 1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第九条関係

(三) 機構は、 農林水産大臣の認可を受けて、二の1及び2に掲げる業務の一部を金融機関に委託するこ

とができるものとすること。

(四)

第十条関係)

政府は、 機構に対し、二の1に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができる

ものとすること。

(第十七条関係

(五) その他機構に係る業務規程、 事業計画、区分経理、改善命令、 指定の取消し等に関し所要の規定の

整備を行うこと。

(第十一条から第十六条まで関係)

六 米穀価格形成センター

自主流通米価格形成センターについて、その名称を米穀価格形成センター (以下「センター」 ح ۱۱

う。) に改めるとともに、センターにおける売買取引の対象を米穀一般に拡大すること。また、 複 数

のセンターの設置を認めるとともに、民法第三十四条の法人以外の営利を目的としない法人を指定対

象に追加すること。

(第十八条関係)

( ロンターにおいて売買取引を行うことができる者を、) 米穀の買入れ又は売渡しの業務を適確に遂行

するに足りる資力信用を有しない者その他業務規程で定める者以外の者とすること。

(第二十一条関係)

(三) センターにおける売買取引について、 入札の方法に限らず、 その他業務規程で定める方法により行

うことができるものとすること。

(第二十二条関係)

(四) その他所要の規定の整備を行うこと。 (第十九条関係

七 米穀の政府買入れ及び政府売渡し等

政府は、 米穀の備蓄の円滑な運営を図るため、 農林水産省令で定める手続に従い、 基本指針に即し

ζ 国内産米穀の買入れを行い、及び九の一の届出をした者その他農林水産省令で定める者に対し当

該米穀の売渡しを行うものとすること。

(第二十九条関係)

( その他所要の規定の整備を行うこと。)

(第三十条及び第三十一条関係)

八 緊急時の措置

緊急時において、農林水産大臣は、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を

追加して定めなければならないものとすること。

(第三十七条関係)

緊急時における米穀の売渡命令等について、所要の規定の整備を行うこと。

 $(\Box)$ 

(第三十八条及び第三十九条関係)

九 -) 届 <del>ć</del> 出

(-)米穀の出荷又は販売の事業(その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。

を行おうとする者は、 あらかじめ、 主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に対して届け出なけれ

ばならないものとすること。

( 第四十七条関係)

(=) (の届出をした者は、) 帳簿を備え、 これを保存しなければならないものとすること。

(第四十八条関係

十罰則

罰則に関し所要の規定の整備を行うこと。

( 第五十五条から第六十二条まで関係)

第二 食糧管理特別会計法の一部改正

( 食糧管理勘定において、第一の五の二の1の無利子の資金の貸付けに係る償還金を歳入とするととも )

に、機構に対する貸付金を歳出とすること。

(第六条関係)

第三 農産物検査法の一部改正

生産者が計画流通米の売渡し等を行おうとするとき、及び米穀を輸入した者がその輸入した米穀を政

府に売り渡そうとするときにおける品位等検査の受検義務を廃止すること。(第三条及び第四条関係)

農産物検査を行う場所について、 登録検査機関の登録事項としないこととする。 (第十七条関係)

この法律は、平成十六年四月一日から施行するものとすること。ただし、二に掲げる規定等について

は、公布の日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

二 基本指針に関する経過措置

農林水産大臣は、この法律の施行前においても、基本指針を定め、これを公表することができるも

のとすること。この場合においては、 地域別の米穀の生産の目標数量を追加して定めるものとするこ

ځ

(附則第二条第一項関係)

( この法律の施行の日から起算して二年を超え四年を超えない範囲内において政令で定める日までの

間は、 基本指針において、 地域別の米穀の生産の目標数量を追加して定めるものとすること。

(附則第二条第三項関係)

その他所要の経過措置等について定めること。 ( 附則第三条から附則第八条まで関係)

Ξ

四 その他関係法律について廃止及び所要の改正を行うこと。

## 現行食糧法と改正案との比較

	現行	改正案
基本計画・基本指針	国が基本計画を策定 ・需給の見通し、生産目標、備 蓄運営の方針、計画出荷数量、 計画流通数量、輸入方針等を規 定 ・策定に当たり学識経験者の意 見を聴取	国が基本指針を策定 ・需給の見通し、備蓄運営の方 針、輸入方針等を規定(経過期 間中は地域別の生産目標数量も 設定) ・策定に当たり審議会の意見を 聴取 ・需給見通しの策定に関し都道 府県知事の協力を要請
生産調整	備蓄米買入対象を限定するために生産調整を法定・農業者ごとに定められた面積の水田について転作を実施した者を対象として、政府が備蓄米を買い入れる仕組み	政府の施者の 政府の施者の 連主的 を選明を で支援、 の有機で で支援、 の重視の を法定化 生産出荷団体の 生産計算を を活動を を活動を を対し、 生産が を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 を対し、 の指導・ の質付け
流通制度	計画流通制度・関連制度 ・自主流通法人の指定 ・業者登録制 ・農産物検査の受検義務 等 自主流通米価格形成セン ター	米穀安定供給確保支援機構の創設 ・過剰米処理に係る無利子資金 の貸付け ・安定供給の確保に資する売買 取引に係る債務保証 等 米穀価格形成センター ・取引方法の拡充
	ァ 原則として計画流通米を 対象とした緊急時措置	・売買資格者の規定の整備 等 米全体を対象とした緊急 時措置